

企業会計基準委員会御中

実務対応報告公開草案21号に関するパブリック・コメント

公認会計士の皆様へ

朝日新聞厚生年金基金 常務理事

山梨学院大学商学部非常勤講師

吉田 弘文

連絡先

東京都中央区築地5-3-2

朝日新聞厚生年金基金内

3月16日に貴委員会から公表された「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取り扱い（案）」について、以下の観点から、公認会計士の皆様方にご再考を促したく若干の意見を申し述べさせていただきます。なお、この意見は、1970年代から長年にわたり経済記者として働き、現在は厚生年金基金運営の実務に携わる立場から、また経済学および経営学の教鞭をとる研究者のはしきれとしての立場からの個人的な見解であることをお断りしておきます。

公認会計士の皆様は、会計および財務に関する高度な知見、知識と経験をもとに、企業の財務内容を監査し、透明で公正、公平なチェックを行う資本主義社会になくてはならない崇高な役割を果たされておられます。何者にも左右されずに数多くのデータの中から真実を探り当て、同時に何者も恐れずに専門的な見地から誤りを指摘する職業であり、独立した第三者としての地位を社会から認められている存在でもあります。皆様の心の中には、現代社会で広く認められているジャーナリズム精神とも相通じる、ある種の批判精神が宿っていると確信し、かねてから尊敬申し上げてきたところでございます。

ところが、これから申し述べる通り、仄聞したところによると、今回の草案については、審議過程および専門委員会の在り方、さらには最終的な結論の出し方について、果たして十分手を尽くして関連データを収集したのだろうか、世の中の常識に照らして透明で公正、公平な判断が行われたのだろうか、時代の流行や過去の経緯にとらわれすぎ重大な事実を見過ごしたのではないだろうか、など疑問点が多くあるように見受けられます。審議の場からの情報は限られたものであり、同時に不勉強でもあり、的外れな指摘になっているかもしれません、このパブリック・コメントへの意見を数多くの公認会計士の方々に読んでいただくことができ、皆様方の心の中の批判精神に少しでも訴えることができれば、望外の幸せと存じます。

1. 「制度改革」の意味は公正に判断されたのだろうか

ご存知の通り、日本の企業年金基金はバブル崩壊後のデフレ経済による母体企業の経営不振と、00年度から02年度までの3年間にわたる株式市況の下落によって、おしなべて存立の危機にさらされました。当基金の場合も、この3年間の資産の毀損は大きく、事態打開のため、02年に労組も加えた社内プロジェクトチームを立ち上げ、基金の解散も選択肢に含めて再建案の策定作業を行いました。2年におよぶ激論の末、最終的には基金の予定利率をそれまでの年5.5%から年3.5%に引き下げるこことによって厚生年金基金を存続させる案が固まり、組合員の全員投票を経て04年2月に実施するに至りました。

予定利率の引き下げは、基金財政にとって将来の給付費負担の割引率の引き下げとなるため、積み立て必要額が膨らみます。このため、当基金の場合、母体企業からの掛金の大幅増加と当時60歳未満の現職社員の給付引き下げによって、この積み立て必要額の膨張を補うこととしました。掛け金引き上げは母体企業にとって厳しいものですが、同時に給付引き下げも1人当たり平均月額2万円におよび、公的年金の段階的給付引き下げが予想される状況下で従業員の老後の生活を脅かす選択でした。それでも、組合員たちは延べ数十回にのぼる検討会を重ね85%の高率で改革を支持してくれました。「基金を守るために、ある程度の負担は仕方がない」という認識からです。母体企業と従業員が、お互いに身を削って基金再建に動いたのでした。幸いなことに、改革案実施直後から日本の景気上昇とともに資産運用環境が急速に改善し、現在、年金経理上は相当額の剰余金を保有するところまで回復してきています。

3年前のこの労使共同作業による基金再建案の立案の際に論議になった論点のひとつが厚生年金の代行部分を国に返上するかどうかでした。経営者の一部からは、①国の厚生年金本体の運用利率が市場実勢に合わせた低率の「コロガシ金利」なのに対し、代行部分への付利は相変わらず5.5%とされており、免除保険料凍結解除後にその差額が企業側の負担になる恐れがある②マイナスの資産運用が継続すれば、本来国が負担すべき代行部分のリスクを未来永劫、企業側が負担することになるなどとして代行返上の考え方が示されました。これに対し、経営企画部門や基金事務局は、①代行部分の債務には国の先取り方式が導入されており、資産が大きく目減りしたところで代行返上すると目減り分をすべて企業年金部分が負担することになり母体企業にとって著しく不利益となる②国の年金制度改革や特別法人税の帰趨が定まらない中での代行返上は、経営判断として拙速すぎる③仮に投資環境が回復するとすれば、代行返上によって資産総額が減ってしまうと企業年金部分の資産運用効率が下がり、相場回復によるメリットが受けられないなどの観点から代行返上に異論を唱えました。また、労組側も、後払いの賃金である退職金を原資とする年金資産の保全上、当局の業務監査の下に置かれている厚生年金基金を維持する方が組合員に有利との判断などから、代行部分維持を主張しました。

当時は自動車大手や電機大手など有力企業が相次いで代行返上を企画していたときで、

経済紙には、代行返上に伴う特別利益の計上が一種の成功談として取り上げられ、代行返上はいわば時の流行となっていました。それにもかかわらず、弊社内ではさまざまなデータを基に全社的な論議を行い、流行の波に乗るのは得策でないと判断したわけです。

その大きな拠りどころのひとつが99年9月に日本公認会計士協会が公表した「退職給付会計に係る実務指針」であったのは、いうまでもありません。企業年金部分の債務のみでなく代行部分の債務をも退職給付債務に含めるとした実務指針ですが、そこには「基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再検討すべきと考える」と記載されていました。当時の経緯からいえば、ここでいう制度改革とは、経団連など経営者側が主張していた①代行部分への付利5.5%とコロガシ金利との差額が企業側の負担とならない②運用環境の悪化が続き代行部分の資産が代行給付を賄えなくなった場合に不足金が企業側の負担にならない——の2点が厚生年金保険法の改正等によって実現された場合のことだと、誰もが解釈したからです。実際のところ、04年の厚年法改正に向けて「コロガシ金利」の恒久化と、代行部分の積み立てが不足に陥った場合に政府から支出される交付金制度化が俎上に上がっていました。これらが厚生労働省の原案通りに法制化されるならば、代行部分の債務は母体企業の貸借対照表の退職給付債務から分離され、代行を維持した厚生年金基金と代行を返上した確定給付企業年金基金の扱いに、会計上の不平等がなくなると多くの人が理解していたのです。

結局、法案は原案通り可決され、ご承知の通り厚生年金基金の代行部分の債務は、低率のコロガシ金利を適用した「最低責任準備金」のみでよいことになりました。また、野党の反対が心配された政府交付金もすんなり法制化されました。経団連など経営者側が主張していた代行部分の問題点は、すべて解決してしまったのです。すでに、代行返上する基金が国に返還する金額は、最低責任準備金のみとなっています。しかも、手続きには若干の手間はあるものの、代行部分はいつでも返上できるのです。なかでも将来分の返上は比較的早く認められます。母体企業は、いつでも最低責任準備金のみを国に返すことによって代行部分の債務から逃れられる態勢が整ったのです。

こうした一連の改革が「基本的な前提を変える改革」でないとするならば、なにをもって改革というのでしょうか。もはや帰趨は決まったのです。代行部分の債務は、どこの誰が計算しても、最低責任準備金のみです。不幸にして母体企業が経営危機に瀕し解散することになった場合でも、代行部分に見合って企業が国に返還しなければならない債務は、最低責任準備金です。貸借対照表が、決算期に企業の保有している貸し借りを、その時点で輪切りにして、あるがままに公に示す表であるとすれば、誠に僭越ながら、これまでの行きがかりを捨て素直に現実の変化を受け入れ、企業実態を鏡のように写し出す本来の姿に戻すのが、公認会計士としての矜持だと思うのは小生だけではないと思います。

当基金の制度改革の担当者の一人であり、また厚生年金基金の運営者の一人として、今回貴委員会が「基本的な前提を変えるほどの制度変更ではない」と事実上判断されたことは、社会通念上の常識からみて、どう考へても妥当とは思えません。06年度決算期である

07年3月までまだ時間はあります。拙速は百害あって一利なしです。委員会による真実の再確認と現実に即した「取り扱い（案）」の再検討を切に要望いたします。

2. 審議は公平、公正な場で行われたのだろうか

企業会計基準の作成について誰が当事者であるべきか、また誰が議論の参加者であるべきかについては、高い立場から、さまざまな考えが在るのは承知しております。事柄がもともと複雑であり、きわめて専門的、技術的であることから、経理の門外漢が外野から口をはさむような対象ではないことも、よく分かっております。しかしながら、退職給付債務の扱いについては、ほんのわずかな会計基準の変更が社会保障制度そのものの存立を危うくし、社会的に大きなインパクトを与えることは、公認会計士の皆様も先刻ご承知のことと思います。

その点で、米国の財務会計基準審議会（FASB）や欧州の国際会計基準審議会（IASB）なども退職給付会計見直しプロジェクトにあたっては、各界、関係者の意見を広く聴取するなど公開で公正な議論ができる場を設け、かつ万人が納得できる結論になるようさまざまな工夫を凝らしていると聞いております。貴委員会においても、今回の見直し作業にあたっては、都合15回にわたり退職給付専門委員会を開催、そのうち2回は関係者からの意見聴取に充てられたと記録されております。それにくわえて今回のパブリック・コメントへの意見募集と、広く関係者の意見を聴取した形となっております。かつてのような「密室での決定」ではないことは、よく分かり、その限りでは好感が持てます。

とはいって、厚生年金基金の運営担当者の目からみると、専門委員会の委員に厚生年金基金関係者や厚生年金基金の母体企業の財務関係者が、ただの一人も見当たらないのには違和感を持たざるを得ないところです。先ほども指摘しましたが、99年9月の日本公認会計士協会による「退職給付会計に係る実務指針」以降、優良企業の厚生年金基金が相次いで代行返上を表明し、それに乗り遅れまいとでもするように、多くの厚生年金基金が返上に動いたのはご存知の通りです。この「代行返上ブーム」によって、多数の厚生年金基金がほぼ同時に国内株式資産の売却に回り、そうでなくとも悪化していた株式市況をどん底に陥れました。それぞれの基金、母体企業は、会計基準の変更に従って最適と思われる行動を一斉にとったのですが、結果は、各基金が安値で資産を売却する羽目になっただけでなく、日本経済全体に予期せぬ悪影響を与えたのです。典型的な「合成の誤謬」といえましょう。当時、代行返上はローマ字「DAIKO—HENJO」となり、世界の投資業界の物笑いの種となったことは記憶に新しいところです。

今では、このブームに参加せずに厚生年金基金を維持している民間企業は圧倒的に少数派となっていますが、こうした企業の厚生年金基金は、返上に伴う国内株式の損切りを回避できただけでなく、その後の市況回復の恩恵をフルに享受することができます。一方、代行を返上するとともに基金の予定利率を大幅に引き下げ、それに見合って株式資産

を削減した確定給付企業年金基金にとっては、市況回復の恩恵は微々たるものです。このため、母体企業の幹部の中には「もしかしたら、代行返上は間違ったのではないか」との反省も出始めていると聞き及んでいます。こうしたことから現在、年金業界では、同じ給付建ての企業年金基金に携わる者として、共通の利害の下で制度の見直しや資産運用などについて協力体制を築いてはおりますが、こと代行返上に話が及ぶと、代行返上をした基金の担当者と厚生年金基金を維持した基金の担当者の間に、微妙なもつれがあることも否定できません。実際、ある年金コンサルタントのホームページには、厚生年金基金を維持した基金を名指しして、理由薄弱な非難めいたコメントを掲げているところさえあります。

こうした見取り図が描けるとしたら、退職給付専門委員の企業側メンバーに、代行を返上した企業の財務担当者が名を連ねる一方で、厚生年金基金とその母体企業の財務担当者の名が一人も見当たらないのは残念の一語に尽きます。厚生年金基金を維持している基金の母体企業は、一部の例外はありますが、どちらかといえば収益力がそれほど高くない国内型企業ですし、また、大半が厚生年金基金にとどまっている総合型の基金の母体企業の多くは中堅・中小企業です。グローバル経済が進展する中、こうした企業も順次、国際会計基準に準じた決算を取り入れざるを得ないのは当然のことですが、しかし、その場合、基準を策定し審議する場の企業側委員が、いわばグローバル型優良企業の財務担当者のみで構成されているのは、いかがなものでしょうか。

もともと国の厚生年金の業務を肩代わりしている厚生年金基金の存在は、諸外国にはない日本独特のものです。英国の報酬比例年金の適用除外がやや似ているといわれますが、英国の場合は適用除外を受けた企業が、政府の厳しい基準の下で企業年金の一部として責任をもって運営・給付を行うのに対し、日本の厚生年金基金の代行部分の運営・給付は、基金の理事が「みなし公務員」の権限を与えられ、代行部分については国の行政の一部として行う公務と位置づける法体系となっていますし、それを認める裁判例も出ています。その限りでは、代行部分の運営・給付はあくまで国の業務なのです。これまで年金財政面の区分に不明瞭なところがあり、マイナス運用による準備金の不足が母体企業に降りかかる恐れがなかったわけではありません。しかし、その点も、今回の厚年法改正の「財政中立化」により明確になりました。もはや、厚生年金基金の代行部分の債務を母体企業の退職給付債務に含めるのは無理というものです。もし、母体企業になんらかの債務があるとするなら、それは最低責任準備金です。貴委員会の役割は、消え去った債務を存在するものと強弁することでなく、経営力の弱い企業の従業員にも「プラスアルファー部分」を上乗せすることによって企業年金の享受を可能にした日本独自の厚生年金代行制度の存在を、国際会議の場で懇切丁寧に説明し、納得を得るために論理を構築することだと思います。グローバル化時代だからこそ、お互いの国情の差異を包み隠さずさらけ出し、徹底的に論議する姿勢が、真のハーモナイゼーションを生むのではないのでしょうか。

あえて申し上げるなら、今回の専門委員会の企業側委員は、いずれも代行返上を率先して実施したグローバル型優良企業の皆様で占められています。しかも、どちらかといえば、

それぞれの企業の中で、代行返上を強く推進されてきた方々といつてもいいでしょう。少なくとも外部から抨察する限りは、それの方々が、わずかに残存している国内型企業の厚生年金基金の事情を十分に理解され、客観的な目で今回の制度改革の効果を判断されたとは、正直にいって思えないのです。

冒頭申し上げた通り、公認会計士の皆様方は、透明で公正、公平な感覚でチェックを行う資本主義社会になくてはならない崇高な役割を果たされておられる方々です。その澄んだ目で、厚生年金基金の代行部分の取り扱いについて、今一度じっくりと考慮されることを願ってやみません。

以上